

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

1 現状

(1) 地域の災害リスク

(洪水：斜里町防災ハザードマップ)

町防災ハザードマップは、斜里市街中心部を南から北へと貫流しオホーツク海に注ぐ2級河川斜里川、及び市街南西部の新光町で合流する猿間川の氾濫を想定して作られている。最大規模の降雨(24時間の総雨量/斜里川流域 448 mm)となった場合の浸水は、斜里町役場や当会(斜里町産業会館)がある本町や朝日町の一部を除いた、市街地ほぼ全域に及ぶと見られ、その多くは5.0m~10.0m未満の甚大な浸水被害を及ぼすと想定されている。

(土砂災害：斜里町防災ハザードマップ)

町防災ハザードマップによると、警察署周辺など市街地でも一部あるが、土砂災害のリスクが圧倒的に高いのはウトロ市街地である。ウトロトンネル付近から国道334号線沿い一帯が急傾斜地崩壊危険箇所指定特別警戒区域に指定されている。また、岩尾別温泉やその道中の遠音別(おんねべつ)付近の災害も想定されている。



洪水(出典：斜里中心市街地ハザードマップ)



土砂災害(出典：ウトロ市街地ハザードマップ)

地域名	小規模事業者	浸水想定区域内 小規模事業者数	土砂災害警戒区域 小規模事業者数
斜里他	313	176	1
ウトロ	121	—	51

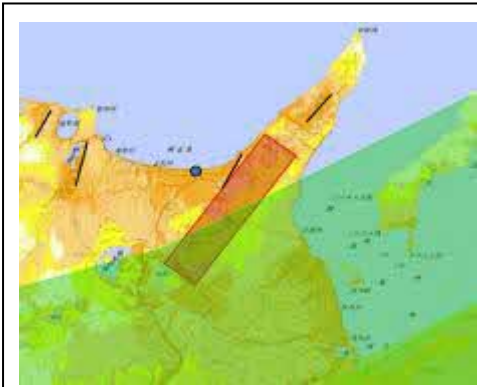
(地震：地震調査研究推進本部・J-SHIS 地震ハザードステーション)

町に大きな影響を及ぼすおそれのある活断層は地震調査研究推進本部によると標津断層帯である。標津断層帯は羅臼町から標津町、中標津町、知床半島に至るまで分布する活断層からなる。そのため、この活断層の動きが活発となれば、マグニチュード7.1の大地震が発生する可能性がある。しかし、平均発生間隔は17000年、30年発生確率は0.18%と低い。

海溝型地震については発生領域に町は入っていないものの、周辺地域では北海道東方沖地震(平成6年)や十勝沖地震(平成15年)など巨大地震発生による被害の前例もあり、被害が波及する可能性はある。

また、来運、越川、以久科、朱円、ウトロの高台などの山側を除き、商工業者が集中する斜里やウ

トロの市街地は地盤が悪く、非常に揺れやすい土地でもあるため、被害の拡大が懸念される。



図の赤い長方形の囲いが主要活断層の標津断層帯。黒い線がその他の活断層で、緑の網掛けが海溝型地震発生領域を示す。

●30年以内の町内の地震発生率

震度 5 弱以上	斜里・ウトロ	26～100%
震度 6 弱以上	斜里	26～100%
	ウトロ	6～26%
震度 6 強以上	斜里	6～26%
	ウトロ	0.1～ 3%

(出典：地震調査研究推進本部・J-SHIS 地震ハザードステーション)

■もっとも被害が大きいと予測される標津断層帯の地震被害予測(出典：斜里町地域防災計画)

表 標津断層帯の地震による被害数量

項目		被害数量
建物被害	全壊棟数(木造住家/全建物)(棟)	1,494/2,454
	半壊棟数(全建物)(棟)	5,987
人的被害	死者数(人)	16
	負傷者数(人)	1,001
	避難者数(人)	7,769

(津波災害：斜里町防災ハザードマップ)

斜里町地域防災計画では、町内の津波の発生による被害について、「平成 22 年度 津波シミュレーション及び被害想定調査業務(オホーツク海沿岸)報告書(平成 23 年 3 月北海道総務部危機対策局危機対策課)」をもとに、網走沖の地震に起因するものに限定し、想定されている。

以下、網走沖の地震でマグニチュード 7.3 規模(震度 5 弱～6 強)が発生した場合の津波災害予測。最大津波遡上高は 6.2m と仮定している。

項目		被害数量
建物被害	全壊棟数(棟)	84
	半壊棟数(棟)	127
	床上浸水(棟)	226
人的被害	死者数(人)	25
	負傷者数(人)	35

(出典：斜里町地域防災計画)

また、千島列島東方(シムシル島東方沖)の深さ 30 キロを震源とするマグニチュード 7.9(平成 18 年)、やマグニチュード 8.2(平成 19 年)規模の地震が発生したことにより、オホーツク海沿岸津波警報が発表されたこともあるため、国境を越えた津波被害には今後も注意が必要である。



(左)津波浸水区域
(出典:斜里中心市街地ハザードマップ)
(右)津波浸水区域(出典:ウトロ市街地ハザードマップ)

(その他)

当町ではこれまでも暴風雨による数々の水害に見舞われてきた。昭和時代には被害額が何十億に達するほどの被害に襲われ、平成に入ってから年間3~4件の浸水、暴風被害が町に報告されている。当町は農業、漁業、観光業が基幹産業であり、ひとたび大規模な自然災害が発生すれば、被害も甚大なものになる。

《過去における主な災害記録》

年月日	種別	災害発生概要	建物被害(棟)	農業被害(ha)	土木被害(ヶ所)	その他の被害	被害総額
S56.8.5 ~8.6	水害	台風12号による豪雨 ウトロ口地区は有史以来の被害	-	-	-	国道334号日の出、オシンコシン付近等土砂流出通行止め、ウトロ橋落橋、各河川氾濫によるふ化施設壊滅、岩尾別温泉道路通行不能によりホテル宿泊者孤立状態に陥る	84億839万円
S63.10.30 ~10.31	暴風被害	低気圧(960hPa)による暴風、波浪、高潮	家屋一部破損3戸	農舎全壊2棟	ウトロ海岸保全施設崩壊60m、ウトロ港内産業道路破損25m	斜里漁港突堤沈下、ウトロ漁港北防波堤沈下、漁船3隻破損、漁網82カ統破損、倉庫・船巻上施設3ヶ所破損、遊漁船沈没2隻、破損4隻	20億7139万円
H4.9.11 ~9.12	水害	台風17号と秋雨前線による暴風と豪雨 総雨量 斜里255mm ウトロ232mm	住家床上浸水87世帯203人、床下浸水2160世帯4436人	滞水1298.2ha、流失1.8ha、肉牛5頭斃死	道路決壊18ヶ所、路面流失29ヶ所、棟梁損壊6ヶ所	避難48世帯122人、ふ化場親魚8000匹酸欠死	5億826万円
H18.10.7 ~10.9	水害・暴風被害	低気圧による大雨と暴風。 総雨量 斜里126mm ウトロ201mm 最大風速 斜里10m/s、ウトロ8m/s	住宅床下浸水1棟、損壊5棟、その他損壊3件	畑地冠水、流失等34圃場41ha、育苗ハウス、倉庫等破損43棟	町道法面決壊、路肩流失6路線、側溝閉塞10路線	国道344号・道道1路線通行止め、定置網流失2カ統、ふ化場施設4箇所冷凍庫屋根剥離2棟、倉庫等破損2棟	4億5863万円

(出典:斜里町地域防災計画)

(感染症)

新型コロナウイルスや新型インフルエンザといった感染症はほとんどの人がウイルスに対する免疫を獲得していないため、健康被害と社会的影響が顕著である。町内では、保育園で21人のコロナウイルス感染を確認し、2021年5月22日にクラスター認定された。町は独自の緊急事態宣言を5月24日に発出し、6月7日には解除されたものの経済活動に大きな影響が出た。

(2) 商工業者の状況

- ・商工業数 497人 (独自データ)
- ・小規模事業者数 434人 (独自データ)

業種		商工業者	小規模事業者数	備考
商工業者	建設業	59	55	斜里地区内に広く分散
	製造業	42	36	〃
	卸売業	12	8	町内に広く分散
	小売業	93	69	〃
	飲食店・宿泊業	99	93	〃
	サービス業	118	109	〃
	その他	74	64	〃

(3) これまでの取組

1) 当町の取組

項目	年月	備考
斜里町防災条例	S38.3	
斜里町地域防災計画	R2.3	改定
斜里町防災ハザードマップ	R2.4	改定
斜里町 新型インフルエンザ等対策条例	H25.3	
斜里町新型 インフルエンザ等対策行動計画	H27.3	
斜里町地域強靱化計画	R2.9	
斜里町避難行動要支援者避難支援 プラン全体計画	H28.4	
ほっとメール@しゃり	R24.2	防災情報等メール配信
総合防災訓練の実施	H30.9	3年に1回実施 (R3年度はコロナ禍で延期)
防災備蓄品	—	アルファ米、段ボールベッド、毛布等
同報系屋外無線	H30年度	更新 (デジタル化)

2) 当商工会の取組

項目	年月	備考
災害時における生活関連物資 の供給に関する協定	H21.4	斜里町と協定を結ぶ 物資供給応援協力店 31 店舗
斜里町防災会議	—	会長が委員として出席

2 課題

- ・緊急時の取組についての定めが漠然としており、協力体制の重要性について具体的な体制やマニュアルが整備されていない。
- ・実施推進体制の構築及び責任者の強いリーダーシップの下での推進が必要となるが、ノウハウをも

った人員が十分にいない。

- ・支援計画の考え方や内容が職員間で浸透するための訓練や教育が行われていない。
- ・地区内小規模事業者に対する感染症対策の周知が十分になされていない。
(予防接種の推奨、手洗いの徹底、体調不良者を出社させないルール作り、感染拡大時に備えたマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策としての保険の必要性 等)

3 目標

- ・地区内小規模事業者に対し自然災害リスクや感染症等リスクを認識させ、事業継続力強化計画策定の必要性を周知する。
- ・発災時における連絡体制を円滑に行うため、当商工会と当町との間における被害情報報告ルートを構築する。
- ・発災後速やかな復興支援策が行えるよう、また、域内において感染症発生時には速やかに拡大防止措置を行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。
- ・成果目標

業 種	商工業者数 (独自データ)	小規模事業者数 (独自データ)	策定目標 (事業継続力強化計画)				
			R4	R5	R6	R7	R8
建設業	59	55	6	6	10	10	10
製造業	42	36	4	4	3	3	3
卸売業	12	8	1	1	1	1	1
小売業	93	69	5	5	3	3	3
飲食店・宿泊業	99	93	5	5	4	4	4
サービス業	118	109	4	4	4	4	4
その他	74	64	0	0	0	0	0
合計	497	434	25	25	25	25	25

※策定目標については、商工会における人員体制や小規模事業者の事業継続状況を考慮したうえで、発災後の復旧支援に関わる土木・建設業者や、被害が甚大になる確率が高い斜里・ウトロ中心市街地の事業者を優先し、おおむね3期(15年間)で地域の小規模事業者全てが事業継続力強化計画を策定するよう設定した。

- ・実施目標

項 目	目 的	目 標	
事前対策の必要性を周知	地区内小規模事業者に対し災害リスク・感染症等リスクを認識させるとともに、事前対策としての計画策定の重要性を認識させる	セミナー開催	年1回
計画策定の支援に向けた内部協議	事業継続力強化計画策定希望事業者へ円滑に支援するため職員間の連携と意思疎通を図る	職員会議及び勉強会の開催	年1回
保険・共済普及に向けた体制づくり	保険・共済に対する助言・加入手続きを行うための職員の育成と連携を図る	職員会議及び勉強会の開催	年1回
連携体制の推進	組織内や関係機関と発災後・感染症発生時に速やかな復興支援策が行える体制の構築	連携会議開催	年1回

4 その他

- ・経営発達支援計画評価委員会に合わせて事業継続力強化支援計画連携会議を年1回開催し、事業に対する評価及び状況や環境の変化による計画の見直しを行う。
- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに北海道経済部中小企業課へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

5 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和4年4月1日～令和9年3月31日）

6 事業継続力強化支援事業の内容

- ・当商工会と当町の役割分担及び体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

斜里町	斜里町商工会
防災関連の情報提供	セミナー・個別相談会の開催事業
事業継続力強化計画策定に係る 助言・指導	継続力強化計画策定支援・ フォローアップ
災害等リスクの周知	
関係団体との連携	
防災訓練の実施	
応急対策時の対策及び復旧支援	

(1) 事前の対策

- ・事業継続力強化支援計画を商工会と行政が共有することにより、自然災害発災時や感染症発生時に混乱なく応急対策等に取り組めるようにする。
- ・日常的に災害の発生に備える意識を高め、自ら防災対策を実施するとともに、商工会内部における職員会議及び勉強会の開催により、職員間の情報共有並びに連携を図る。

ア. 小規模事業者に対する災害等リスクの周知

- ・巡回経営指導及び窓口相談業務の際、過去における災害記録やハザードマップ等を用いながら、事業所の現状と災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策の重要性について説明を行う。
- ・商工会が発行する会報やホームページ、各会合等において本計画を公表するほか、「事業継続力強化計画」の重要性や、策定した際の支援措置などの紹介を行う。
- ・事業継続力強化の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーを実施する。
- ・新型コロナウイルス感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。
- ・新型コロナウイルス感染症に関しては、業種別ガイドラインに基づき、感染症拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策につながる支援を実施する。
- ・事業者へ、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

イ. 商工会自身の事業継続計画の作成

- ・当商工会は、令和5年3月までに事業継続計画を策定予定

ウ. 関係団体等との連携

- ・感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険（生命保険や傷害保険、感染症特約付き休業補償など）の紹介等も実施する。
- ・関係機関への普及啓発ポスターの掲示、セミナー等の共催依頼を行う。

エ. フォローアップ

- ・小規模事業者の事業継続力強化計画等の取組状況の確認（年1回実施）

業種	商工業者数 (独自データ)	小規模事業者数 (独自データ)	策定件数					フォローアップ回数				
			R4	R5	R6	R7	R8	R4	R5	R6	R7	R8
建設業	59	55	6	6	10	10	10	6	6	10	10	10
製造業	42	36	4	4	3	3	3	4	4	3	3	3
卸売業	12	8	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
小売業	93	69	5	5	3	3	3	5	5	3	3	3
飲食店・宿泊業	99	93	5	5	4	4	4	5	5	4	4	4
サービス業	118	109	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
その他	74	64	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	497	434	25	25	25	25	25	25	25	25	25	25

- ・町や商工会による事業継続力強化支援計画連携会議において、状況確認や改善点等について年1回協議し、本計画に記載した事業の実施状況及び評価検証を行う。また、評価結果はHPへ掲載することで地域の小規模事業者等が常に閲覧可能な状態とする。

オ. 当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害（震度6弱の地震）が発生したと仮定し、当町地域防災計画を基に連絡ルート等の確認を行う。

実施時期	産業会館防災訓練と合わせて年1回実施
訓練内容	発災後の連絡手段等の確認 発災後の指示命令系統・連絡体制の確認
訓練連携先	斜里町商工観光課商工労政係

カ. 発災時における被害報告基準について

- ・被害認定基準及び被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法については、あらかじめ当町商工観光課と協議し、策定する。

(2) 発災後の対策

- ・自然災害等による発災時には、自身の安全確保、人命救助を第一とする。そのうえで、次の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関と連携した行動に繋げる。

ア. 応急対策の実施可否の確認

- ・発災後3時間以内に携帯電話等を利用して職員とその家族の安否確認を行う。
連絡方法の優先順位 ①電話 ②メール（ショートメール・Eメール等）
③SNS（LINE）
- ・安否確認後、近隣の大まかな被害状況、業務従事の可否について SNS のグループ機能等を活用し、情報の共有を行う。
- ・国内感染者発生後には、職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い・うがい等の徹底を行う。
- ・管轄保健所による指導や新型インフルエンザ等対策特別措置法による、北海道知事からの感染防止に必要な協力要請に基づき、当会による感染対策を行う。

イ. 応急対策の方針決定

- ・斜里町災害対策本部の方針に従い、当町産業対策部商工班(商工観光課商工労政係)と連携をとり実施に向けた役割分担・スケジュール作成を行う。また、職員自身の目視で命の危険を感じる自然災害等の状況の場合は出勤せず、まず自身の安全を確保し、安全確保がされた後に出勤する。

- ・配備体制及び被害規模の目安は下記を想定する。

種別	配備の時期	配備要員
出勤	<ul style="list-style-type: none"> ・広域にわたる災害の発生が予想される場合、若しくは被害が甚大であると予想される場合 ・町内に震度6弱以上の地震が発生したとき ・予想されない重大な災害が発生したとき ・気象特別警報が発表されたとき 	全職員
警戒	<ul style="list-style-type: none"> ・局地的な災害の発生が予想される時又は災害が発生したとき ・町内に震度5弱又は5強の地震が発生したとき 	事務局長 経営指導員
準備	<ul style="list-style-type: none"> ・気象業務法に基づく気象に関する防災気象情報が発令され、災害の発生が予想される時 ・町内に震度4の地震が発生したとき 	事務局長 経営指導員

- ・本計画により、当商工会と当町は、被害状況等を下記により共有する。

発災後～1週間	1日に3回共有する
1週間～2週間	1日に2回共有する
2週間～4週間	1日に1回共有する
1ヶ月以降	2日に1回共有する

- ・感染症対策では当町で取りまとめた「斜里町新型インフルエンザ等対策行動計画」を踏まえ、必要な情報の把握と発信を行うとともに、交代勤務を導入する等体制維持に向けた対策を実施する。

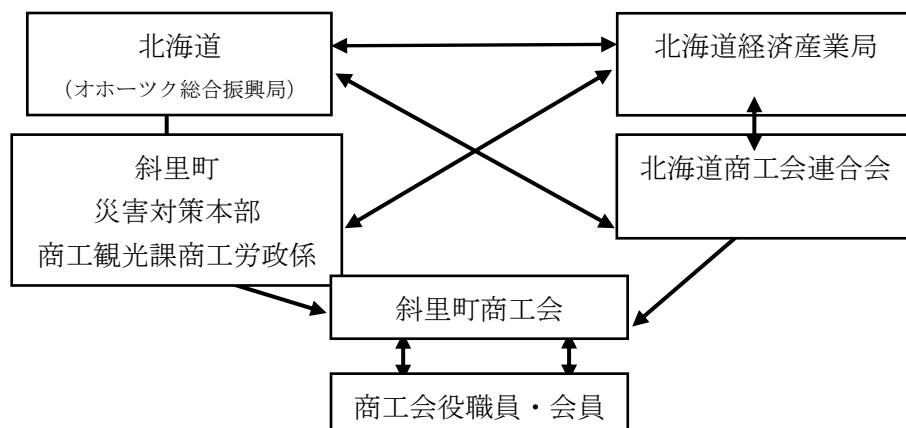
(3) 発災時における指示命令系統・連絡体制

- ・自然災害等発生時に、被害を最小限に防止するため迅速かつ強力な指示命令系統・連絡体制を構築する。
- ・二次災害発生への恐れのある個所に対して、情報を共有し報告体制を整備することで発生防止措置に繋げる。
- ・当商工会は原則、被害状況確認報告書にて、メールまたはFAX等により情報共有又は報告を行う。
- ・被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定については、あらかじめ町と定めた方法により確認する。
- ・当商工会と当町が共有した情報について、北海道の災害情報報告取扱要領に基づき指定する方法にて、オホーツク総合振興局及び北海道商工会連合会に報告する。

- ・被害状況確認報告書様式

事業所名	住所	業種	被害額	被害状況（建物・機械設備・商品など詳細に記載）
1				
2				
3				

・災害情報等報告取扱要領の報告方法



(4) 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援

- ・地区内小規模事業者等の被害状況について、あらかじめ町と定めた方法により確認する。
- ・相談窓口の開設について当町と相談し、安全性が確認された場所に設置する。
- ・被災事業者を対象にした補助制度等の施策について、地区内小規模事業者等へ周知する。
- ・損害保険、各種給付金や補助制度等の申請手続きの支援を行う。
- ・感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

(5) 地区内小規模事業者に対する復興支援

- ・斜里町災害対策本部の方針に従って復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を実施する。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を北海道や北海道商工会連合会に相談する。

(6) その他

- ・本計画は、斜里町・斜里町商工会のHP及び広報誌や各会合等において公表し、支援小規模事業者に対する防災・減災対策についての周知を広く行うこととする。
- ・本計画内容に変更が生じた場合は、速やかに北海道経済部中小企業課へ報告する。

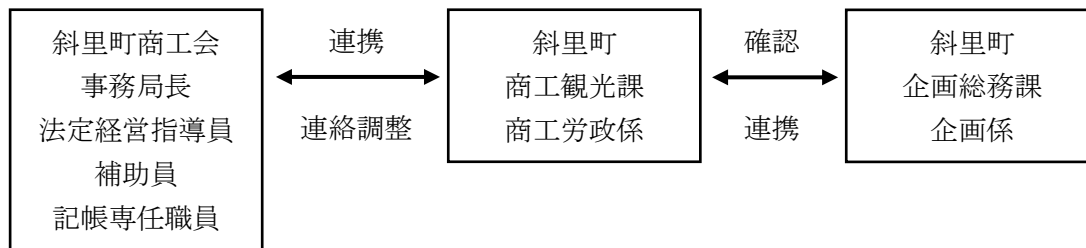
(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

(令和3年12月14日現在)

1 実施体制 (商工会と関係市町村の共同体制)



2 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

(1) 当該経営指導員の氏名、連絡先

経営指導員 佐藤 秀司 (連絡先は下記3 (1) 参照)

経営指導員 小野寺 士 (連絡先は下記3 (1) 参照)

(2) 当該経営指導員による情報の提供及び助言 (手段、頻度 等)

※以下に関する必要な情報の提供及び助言等を行う

・本計画の具体的な取組の企画・立案し、実行する。

・本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップを1年に1回以上実施する。

3 商工会、関係市町村連絡先

(1) 商工会

斜里町商工会

〒099-4113 北海道斜里郡斜里町本町29番地8

Tel : 0152-23-2185

Fax : 0152-23-0501

E-mail : shashoko@rose.ocn.ne.jp

(2) 関係市町村

斜里町産業部商工観光課商工労政係

〒099-4192 北海道斜里郡斜里町本町12番地

Tel : 0152-26-8375

Fax : 0152-23-5556

4 その他

・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに北海道経済部中小企業課へ報告する。

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
必要な資金の額	500	500	500	500	500
・ 専門家派遣費	150	150	150	150	150
・ セミナー開催費	100	100	100	100	100
・ パンフ、チラシ作成費	150	150	150	150	150
・ 防災、感染症対策費	100	100	100	100	100

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、斜里町補助金、道補助金、事業収入等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。